

保税展示場の許可の失効について

関税法第62条の7により準用する同法第47条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年5月12日

大阪税関長 日置重人

記

(保税展示場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 大阪府大阪市住之江区南港北 一丁目14番16号	2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博） 大阪市此花区夢洲東一丁目地先、一丁目2番1内、2番39内 大阪市此花区夢洲中一丁目地先、一丁目1番20、一丁目3番4 内、3番6、一丁目4番3、4番4内	許可期間満了	令和8年 5月31日	令和8年 4月30日